

より良い杉並区にするために

杉並区総合計画・ 実行計画等の改定作業に 取り組んでいます

区が目指す姿「みどり豊かな 住まいのみやこ」を実現するため、杉並区総合計画・実行計画等について、5年度に見直し（改定）を行います。11月に改定案を公表し、地域説明会やパブリックコメント（区民等の意見提出手続き）の実施を予定しています。詳細は、今後の「広報すぎなみ」や区ホームページでお知らせします。説明会への参加や意見提出等の参画にご協力ください。



現在の計画は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。

—— 問い合わせは、企画課へ。

改定に向けた取り組み

現在進めている以下のような改定作業でも、区民の皆さんからアイデアを頂き、改定案に生かす取り組みを実施しています。



●ちよこっトーク

区民とともに「杉並区基本構想」を実現していくための、区民相互の懇談の場です。理想の区の姿を思い描きながら自分たちにできることを話し合います。



●区立施設再編整備計画の検証に関する意見交換会

区内の各地域で、施設再編整備のこれまでの取り組みやこれからの進め方について、意見交換を行っています。

区長とともに考えよう「未来へつなぐ公共施設のカタチ」

施設再編を考えるシンポジウムの 観覧者を募集します



杉並区長 岸本 聡子

日時 8月12日(土)午後1時30分～4時30分
場所 西荻地域区民センター（桃井4-3-2）

「杉並区区立施設再編整備計画」については、これまでの取り組みの検証等を行い今後の方向性を決定していきます。

検証の取り組みを報告するとともに、今後の施設再編の在り方を区民の皆さんとともに考える場として、シンポジウムを開催します。

—— 問い合わせは、企画課施設マネジメント担当☎5307-0348へ。

☎講演（前橋工科大学准教授・堤洋樹、東京都立大学助教・讃岐亮）、パネルディスカッション（区長・岸本聡子、学識経験者等）定員250名程度（抽選）☎電話で、企画課施設マネジメント担当☎5307-0348。またはLoGoフォーム（右下2次元コード）から申し込み／申込期限=8月6日 ☎結果は落選者のみに8月7日以降に通知。生後6カ月～就学前の託児・要約筆記・手話通訳あり（いずれも事前申込制）。当日の様子はYouTube杉並区公式チャンネルで配信。車での来場不可



税務署からのお知らせ

書類の送付先が変更になります

杉並税務署・荻窪税務署管内に在住の方が、7月10日以降に申告書・申請書等を郵送する場合は、税務署ではなく右記の送付先に郵送してください。

送付先
〒100-8156東京都千代田区大手町1-3-3
東京国税局業務センター大手町分室



☎杉並税務署☎3313-1131、荻窪税務署☎3392-1111

急病診療のご案内

必ず事前に電話で相談し、保険証・医療証を持参してください。未成年者の受診は、原則保護者等が付き添いをお願いします。

機関	診療科目	月～金曜日	土曜日	日曜日	祝日
休日等夜間急病診療所 (杉並保健所内) ☎3391-1599	小児科	午後7時30分～10時30分	午後5時～10時	午前9時～午後10時	
	内科・耳鼻咽喉科	-			
	外科	-			
急病診療医療機関 (当番医)の案内は ☎#7399 (または☎5347-2252)	内科・小児科	-	-	午前9時～午後5時	
歯科保健医療センター (杉並保健所内) ☎3398-5666	歯科	-	-	-	
東京衛生 アドベンチスト病院 (天沼3-17-3) ☎3392-6151	小児科	午後5時～11時	午前9時～午後5時	午後1時～5時	-
佼成病院 (和田2-25-1) ☎3383-1281	小児科	24時間受け付け			

※受け付けは終了30分前（歯科保健医療センターは1時間前）まで。受診前に各施設または医療機関へお問い合わせください。

医療機関案内・急病相談

機関	月～金曜日	土・日曜日、祝日 (8月14・15日を含む)	対応
杉並区急病医療 情報センター ☎#7399 (または☎5347-2252)	午後8時～翌午前9時	午前9時～翌午前9時	相談員
東京都医療機関 案内サービス (ひまわり) ☎5272-0303	案内= 24時間受け付け		コンピューターでの自動応答
	相談= 午前9時～午後8時	-	相談員
東京消防庁 救急相談センター ☎#7119 (または☎3212-2323)	24時間受け付け		相談医療チーム
子供の健康相談室 (小児救急相談) ☎#8000 (または☎5285-8898)	午後6時～翌午前8時	24時間受け付け	看護師・保健師・医師

※申し込みは、開始日の記載がない場合は「広報すぎなみ」の発行日からとなります。
※申込期限に（消印有効）の記載がない場合は必着です。
※紙面上では市外局番「03」の表記を省略しています。

心身に障害のある方や難病の方へ

福祉手当等の申請はお済みですか

—— 問い合わせは、障害者施策課障害者手当・医療係 ☎5307-0781 へ。

福祉手当等の支給や医療費の助成等を行っています。すでに受給中の方は手続き不要です。

過去に、所得制限超過で手当等が受給できなくなった方でも、5年度に再び所得が制限額内になった場合は受給できます。該当する方は再申請が必要です。詳細は、お問い合わせください。



手当等の種類	対象者	手当等の種類	対象者
心身障害者福祉手当 (◎○△□)	次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1～3級 ●愛の手帳1～4度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ●精神障害者保健福祉手帳1級	特別児童扶養手当 (◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ●身体障害者手帳1～3級(4級の一部)程度 ●愛の手帳1～3度程度 ●日常生活に著しい制限を受ける精神障害・発達障害・身体障害・内臓の障害または疾患がある児童
障害手当 (◎○□)	次のいずれかに該当する20歳未満の児童を養育している方 ●身体障害者手帳1・2級 ●愛の手帳1～3度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症	重度心身障害者手当 (◎○△□)	次のいずれかに該当する方 ●重度の知的障害者で日常生活において常時複雑な配慮が必要な程度の著しい精神症状を有する ●重度の知的障害と重度の身体障害が重複している ●重度の肢体不自由者で両上下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する
特別障害者手当 (◎□)	20歳以上で身体や精神に著しく重度の障害があるため常時特別な介護が必要な方	難病患者福祉手当 (◎○△□)	特定医療費(指定難病)受給者証等をお持ちの方
障害児福祉手当 (◎○□)	20歳未満で身体や精神に重度の障害(身体障害者手帳1・2級程度や愛の手帳1・2度程度等)があるため常時介護が必要な方	心身障害者(児)医療費助成 (◎△)	次のいずれかに該当する方 ●身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級も含む) ●愛の手帳1～3度 ●脳性まひまたは進行性筋萎縮症 ●精神障害者保健福祉手帳1級

※◎=所得制限あり、○=併給制限あり、△=65歳以上は原則対象外、□=入院・施設入所は制限あり。

海外に行くときは

感染症に気を付けましょう

—— 問い合わせは、杉並保健所保健予防課感染症係 ☎3391-1025 へ。

海外で気を付けたい感染症

生活環境の異なる海外では、食べ物・水・虫刺され・動物との接触等により、思わぬ感染症にかかることがあります。

感染症	主な感染源	予防・注意点等
麻しん(はしか) 風しん ほか	人	海外で感染して帰国後に発症する例がみられます。特に、麻しんは感染力が強く、医療の整った先進国でも死亡者(特に子ども)が出る感染症です。
A型肝炎 E型肝炎 コレラ・赤痢 腸チフス ほか	水・食べ物	生または加熱が不十分な食品や生水は、感染のリスクがあります。氷は生水を凍らせて作っていたり、カットフルーツやサラダは水道水で洗ったりしている場合があるため、注意しましょう。
デング熱 ジカウイルス感染症 黄熱 マラリア 日本脳炎 チクングニア熱 ほか	蚊	蚊に刺されないように、肌を出さない服装や虫よけスプレー等を利用し、草むらにはむやみに入らないようにしましょう。妊娠中の方はジカウイルス感染症の流行地への渡航を控えてください。
狂犬病 鳥インフルエンザ ほか	動物	狂犬病は発病するとほとんど助かることがない、警戒すべき感染症です。野生動物や犬・猫・鳥類にはむやみに近寄らないようにしましょう。

夏は旅行やレジャーで出かける機会が増えます。海外で流行している感染症にかかったり、国内に持ち込んだりしないよう、正しい知識と予防方法を身に付けましょう。

旅行前の準備に予防接種を

渡航先・期間等により、接種が必要なものや接種しておいた方がよいものが異なります。また、効果が出るまでに時間がかかりますので、接種は時間に余裕をもって受けましょう。

各国の最新の感染症情報は、厚生労働省検疫所「FORTH」ホームページ(右2次元コード)をご覧ください。



帰国時に体調不良を感じたら

帰国時に体調不良を感じた場合は、空港検疫所健康相談室に相談してください。感染症によっては感染から発症までの期間が数カ月にも及ぶものもあります。下痢・腹痛・発熱等の症状が出た場合は、速やかに医療機関を受診しましょう。医療機関には受診前に電話で、渡航歴・渡航期間等を伝えてください。

感染しない・させないために

感染予防の基本は手洗いです。トイレの後や食事の前はせっけんを使ってしっかり手洗いをしましょう。また、せきやくしゃみがある場合は、マスク着用等のせきエチケットを心がけましょう。



個人住民税（特別区民税・都民税）、 軽自動車税に係る条例の改正



地方税法等の一部改正に伴い、「杉並区特別区税条例」の一部を改正しました。

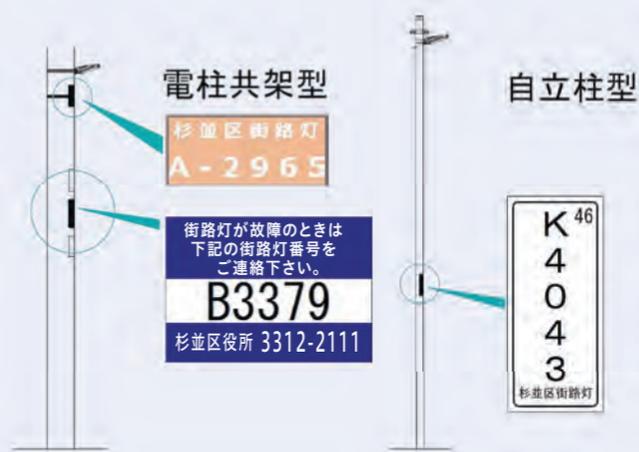
—— 問い合わせは、課税課調整担当へ。

種類	主な内容	適用
個人住民税	扶養親族等申告書の記載事項の簡素化 給与所得者の扶養親族等申告書に記載すべき事項に前年の申告内容と異動がない場合は、記載すべき事項の記載に代えて異動がない旨の記載によることができることとする。	7年1月1日以後に支払いを受けるべき給与について提出する申告書
	森林環境税の導入に伴う賦課および徴収方法の設定 6年度から課税される森林環境税（国税。年1000円）について、当該個人の区民税の均等割を賦課徴収する場合に併せて賦課徴収することとするほか、所要の規定の整備を図る。	6年度分以後の区民税
	肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の特例措置の期限延長 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の特例措置の適用期限を3年延長する。	9年度分までの区民税
	優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の特例措置の期限延長 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の特例措置の適用期限を3年延長する。	8年度分までの区民税
軽自動車税	特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率の設定 電動キックボード等の特定小型原動機付自転車に係る種別割の税率を2000円とする。	6年度分以後の種別割
	種別割のグリーン化特例（軽課）の期限延長 三輪以上の軽自動車に係る種別割のグリーン化特例（軽課）の適用期限を2年または3年延長する。	6～8年度分の種別割（取得の翌年度のみ）

街路灯が故障等しているときは ご連絡ください

街路灯の球切れや灯具の破損等を見つけたときは、街路灯の管理番号(左下図参照)と所在地を、杉並土木事務所街路灯係までご連絡ください。

—— 問い合わせは、杉並土木事務所街路灯係☎3315-4178へ。



区での取り組み

詳細は、区ホームページ（右2次元コード）をご覧ください。



●街路灯のLED化

平成29年度から、従来型に比べて高効率・長寿命なLED灯具への改修を進めています。令和5年4月1日現在で、区内にある3万3814灯の街路灯のうち、約84%の2万8316灯のLED化が完了しています。

●街路灯の助成制度

区では、公共性のある私道上の街路灯を対象に、設置および電気料金の助成を行っています。詳細は、お問い合わせください。

●区公式電子地図サービス「すぎナビ」への掲載

区公式電子地図サービス「すぎナビ」で、区が管理する街路灯の所在地等を公開しています。

ぜひご参加ください

下井草駅周辺まちづくり オープンハウスの開催

下井草駅周辺まちづくりの経過等についてパネル展示を行います。来場者に区職員が直接説明し、意見を伺い、質問に答えます。

—— 問い合わせは、市街地整備課鉄道立体係へ。

日時 8月4日(金)午後5時～8時、5日(土)午前9時～正午

場所 八区民集会所（井草1-3-2）

他パネル展示は8月14日(月)正午まで実施。車での来場不可



特別養護老人ホーム 「エクレシア南伊豆」 入居相談窓口の開設

入居を希望する方を対象に、入居相談窓口を開設します。施設や入居者が参加したイベントの様子が分かるパネル展示も行います。入居を検討中の方もお気軽にお立ち寄りください。



—— 問い合わせは、高齢者施策課施設整備推進担当へ。

☎8月3日(木)・4日(金)午前10時～正午・午後1時～4時 場区役所2階区民ギャラリー